

適用事業の範囲（労働関係）

制度	適用事業（適用業種）の範囲
労基法	◇労働者を使用する事業（事業の種類によって規制の内容が異なる取扱いがあるため、法別表1で、①製造業、②鉱業、③建設業、④運輸交通業、⑤貨物取扱業、⑥農林業、⑦畜産・水産業、⑧商業、⑨金融保険業、⑩興行の事業、⑪郵便・通信業、⑫教育研究業、⑬保健衛生業、⑭接客娯楽業、⑮清掃・と畜業の号別列挙により、事業の種類を定めているが、これらに該当しないものにも適用はある）
労災法	◇労働者を使用する事業（①国の直営事業、官公署の事業（労働基準法別表1に掲げる事業を除く）は適用除外、②常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産業の事業の一部については暫定任意適用事業）
雇用法	◇労働者が雇用される事業（常時5人未満の労働者を雇用する個人経営の農林水産の事業の一部については、暫定任意適用事業）

ONE POINT

- (1) (イ) 労災保険法・雇用保険法⇒「常時5人以上の労働者」を使用する事業であるか否かをみる場合、適用除外事由に該当し、法の適用を受けない労働者も含めるものとされている（したがって、日雇労働者も含めて算定する）。ただし、雇用保険法の場合、適用除外事由に該当する労働者のみを雇用している事業主の事業所は、適用事業所とならない。
- (ロ) 健康保険法・厚生年金保険法⇒「常時5人以上の従業員」を使用する事業所であるか否かをみる場合、適用除外事由に該当する者であっても、常時使用される者は従業員数に含めるものとされている（したがって、日雇労働者は含めない）。
- (2) 雇用保険法⇒個人経営であって、常時5人未満の労働者を雇用する事業であっても、「農林水産の事業以外の事業」については、適用事業である。また、農林水産の事業であっても、船員が雇用される事業、国、都道府県、市町村等の事業又は法人である事業主の事業にあつては、適用事業となる。

適用事業の範囲（社会保険関係）

制度	適用事業（適用業種）の範囲
健保法	<p>①次の事業（適用業種）の事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの（イ）製造業，（ロ）建設業，（ハ）鉱業，（ニ）熱供給業，（ホ）運輸交通業，（ヘ）貨物積卸業，（ト）清掃・と殺業，（チ）販売・配給業，（リ）金融保険業，（ヌ）物の保管・賃貸業，（ル）媒介周旋業，（ロ）集金，案内，広告業，（ワ）教育研究業，（カ）医療業，（コ）通信報道業，（ク）社会福祉事業・更生保護事業）</p> <p>②前記①の事業のほか国，地方公共団体又は法人の事業所であって，常時従業員を使用するもの</p>
厚年法	<p>①次の事業（適用業種）の事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの（イ）製造業，（ロ）建設業，（ハ）鉱業，（ニ）熱供給業，（ホ）運輸交通業，（ヘ）貨物積卸業，（ト）清掃・と殺業，（チ）販売・配給業，（リ）金融保険業，（ヌ）物の保管・賃貸業，（ル）媒介周旋業，（ロ）集金，案内，広告業，（ワ）教育研究業，（カ）医療業，（コ）通信報道業，（ク）社会福祉事業・更生保護事業）</p> <p>②前記①の事業のほか国，地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であって，常時従業員を使用するもの</p> <p>③船員法1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者が乗り組む船舶</p>

ONE POINT

健康保険法，厚生年金保険法の①(ク)「社会福祉事業」には，生活保護法に規定する救護施設，障害者総合支援法に規定する障害者支援施設等，「更生保護事業」には，保護観察に付されている者等に対する継続保護事業がある。

この項目で整理しているのは、「事業」に関する適用の範囲であり、「個人」の適用の範囲ではない。例えば，厚生年金保険法においては，「国，地方公共団体又は法人の事業所又は事務所」は適用事業であるため，使用される者は，基本的に厚生年金保険法の適用がある。しかし，これらに使用される者（個人）が，共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者の資格を有するときは，適用除外者に該当し，厚生年金保険法は適用されない。

「事業」の適用の問題なのか，「個人」の適用の問題なのかは明確に整理しておく必要がある。

ⓘ 暫定任意適用事業・任意適用事業 ⓘ

制度	該当事業
労災法	<p>「農林水産の事業（都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業、法人である事業主の事業、船員法 1 条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業等を除く。）のうち、常時 5 人以上の労働者を使用する事業以外の事業は、当分の間、任意適用事業とする。」</p> <p>①個人経営で常時 5 人未満の労働者を使用する農業の事業（(イ)一定の危険・有害な作業を主として行う事業、(ロ)農業関係の特別加入をしている事業主が行う事業は強制適用）</p> <p>②個人経営で常時 5 人未満の労働者を使用する水産業の事業（※ 1）で、(イ)総トン数 5 トン未満の漁船により操業するもの又は(ロ)災害発生のおそれが少ない河川、湖沼又は特定の水面において主として操業するもの（総トン数不問）</p> <p>③個人経営の林業の事業で、常時には労働者を使用せず、かつ、年間使用延労働者数 300 人未満のもの</p>
雇用法	<p>「農林水産の事業（船員が雇用される事業を除く。）のうち、常時 5 人以上の労働者を雇用する事業以外の事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業を除く。）は、当分の間、任意適用事業とする。」</p> <p>◇個人経営で常時 5 人未満の労働者を雇用する農林水産の事業（※ 2）</p>
健保法	◇個人経営で常時 5 人未満の従業員を使用する適用業種に係る事業
厚年法	◇個人経営の適用業種以外の業種（旅館、料理店、飲食店、映画館、理容・美容業、農林畜水産業、宗教業、弁護士業、社会保険労務士業等）の事業（規模不問）

ONE POINT

- (1) 農林水産の事業は、労災保険と雇用保険の適用の範囲が異なるため、徴収法上、二元適用事業とされている。
- (2) 雇用保険法において、年間を通じて事業は行われるが、事業が季節の影響を強く受け、一定期間雇用労働者が 5 人未満に減少することが通例である場合には「常時 5 人以上」とは解されず、当該事業は暫定任意適用事業となる。

- ※ 1：個人経営で常時 5 人未満の労働者を使用する水産の事業であっても、船員法 1 条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業は、強制適用事業となる。
- ※ 2：個人経営で常時 5 人未満の労働者を雇用する水産の事業であっても、船員が雇用される事業は、強制適用事業となる。